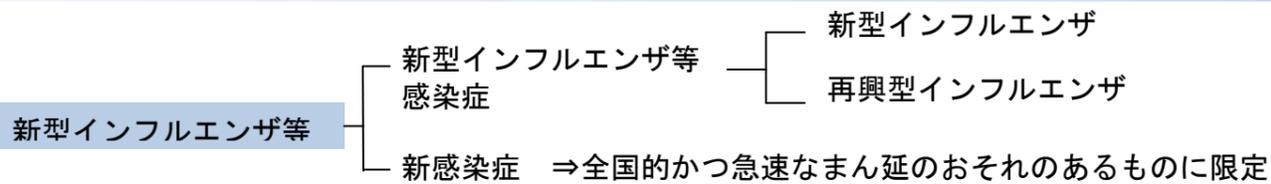


# 熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画について

## I. 計画策定の背景

1. 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
2. 平成 25 年 4 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
3. 本町においては、平成 21 年 9 月に「熊取町新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を作成し、対策に努めてきたところであるが、特措法の施行を受け、暫定版行動計画を廃止し、対策の充実や強化を図るため新たに行動計画を策定する。  
※今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備し、対策の充実を図る。

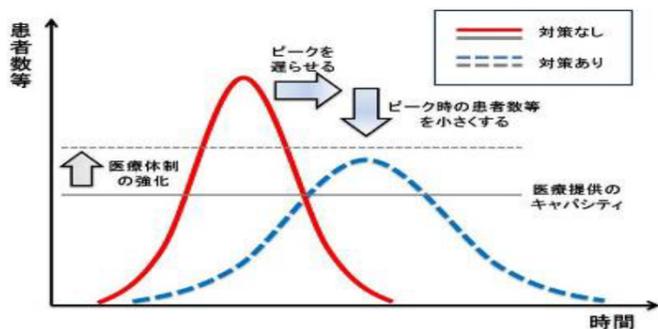
## II. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



## III. 対策の目的及び基本的な戦略

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する
  2. 住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑える
- ※社会の状況に応じて臨機応変に対応する ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮

＜対策の効果 概念図＞



＜被害想定＞

	熊取町	大阪府	全国
人口(H22)	約4万5千人	約886万人	約1億2,806万人
罹患者数(25%)	11,250人	約220万人	約3,200万人
(アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%の場合による推計)			
受診患者数	約8,800人 (上限値)	約173万人 (上限値)	約2,500万人 (上限値)
入院患者数	約190人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)	約53万人 (上限値)
死亡者数	約60人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)	約17万人 (上限値)
1日当たり最大入院患者数	約40人 (流行発生から5週目)	約7千人 (流行発生から5週目)	約10万1千人 (流行発生から5週目)

## IV. 行動計画のポイント

1. 特措法に基づく初の行動計画
2. 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載。

項目	特色
(1)体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町長を本部長とした対策本部の設置（政府が緊急事態宣言を発出した時は法定による設置）</li> <li>● 対策会議の設置（新型インフルエンザ等が国内で発生した場合に設置）</li> </ul>
(2)予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民への予防接種の実施</li> <li>・ 緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づく接種（全住民を対象）</li> <li>・ 緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種（希望者のみ）</li> </ul>
(3)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府が実施する以下の感染拡大防止策への協力</li> <li>・ 不要不急の外出自粛要請 ・ 施設の使用や催物の制限要請 等</li> </ul>
(4)医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府が臨時の医療施設を開設するにあたっての協力</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的人権の尊重</li> <li>● 危機管理としての特措法の性格</li> <li>● 関係機関相互の連携協力の確保</li> <li>● 記録の作成・保存</li> </ul>